

○ 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）

改正案

現行

（各資産の範囲）

第三十四条 財務諸表等規則第十五条から第十六条の三まで、第二十二  
条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の五まで及び第三十六条  
の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資  
産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸  
表等規則第十五条から第十六条の三までの規定中「一年内」とあるの  
は「四半期連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と、財務諸  
表等規則第二十二号第八号及び第二十七号第十二号中「財務諸表提出  
会社」とあるのは「四半期連結財務諸表提出会社」と、財務諸表等規  
則第三十一条第四号中「前払年金費用」とあるのは「退職給付に係る  
資産」と読み替えるものとする。

（各資産の範囲）

第三十四条 財務諸表等規則第十五条から第十六条の三まで、第二十二  
条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の五まで及び第三十六条  
の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資  
産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸  
表等規則第十五条から第十六条の三までの規定中「一年内」とあるの  
は「四半期連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と、財務諸  
表等規則第二十二号第八号及び第二十七号第十二号中「財務諸表提出  
会社」とあるのは「四半期連結財務諸表提出会社」と読み替えるもの  
とする。

第四十八条の二 連結財務諸表規則第三十六条の二の規定は、固定負債  
の範囲について準用する。

（新設）

（固定負債の区分表示）

第五十条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当  
該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。た  
だし、第三号及び第四号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額  
が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属す  
る負債と一括して表示することが適当であると認められるものについ  
ては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

（固定負債の区分表示）

第五十条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当  
該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。た  
だし、第三号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び  
純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一  
括して表示することが適当であると認められるものについては、適当  
な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一〇三（略）

一〇三（略）

四 退職給付に係る負債

五・六 (略)

2・3 (略)

4 前条第四項の規定は、第一項第六号に掲げる項目に属する負債について準用する。

(販売費及び一般管理費の表示方法)

第六十九条 (略)

2 前項ただし書に規定する主要な費目とは、退職給付費用及び引当金繰入額(これらの費目のうちその金額が少額であるものを除く。)並びにこれら以外の費目でその金額が販売費及び一般管理費の合計額の百分の二十を超える費用又は販売費及び一般管理費の合計額の百分の二十以下であっても区分して表示することが適切と認められる費用をいう。

3 (略)

(新設)

四・五 (略)

2・3 (略)

4 前条第四項の規定は、第一項第五号に掲げる項目に属する負債について準用する。

(販売費及び一般管理費の表示方法)

第六十九条 (略)

2 前項ただし書に規定する主要な費目とは、引当金繰入額(その金額が少額であるものを除く。)及びこれ以外の費目でその金額が販売費及び一般管理費の合計額の百分の二十を超える費用又は販売費及び一般管理費の合計額の百分の二十以下であっても区分して表示することが適切と認められる費用をいう。

3 (略)

○ 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）

改 正 案			現 行		
<b>様式第二号</b> 【四半期連結貸借対照表】			<b>様式第二号</b> 【四半期連結貸借対照表】		
(単位： 円)			(単位： 円)		
	前連結会計年度 (平成 年 月 日)	当第 四半期連結会計期間 (平成 年 月 日)		前連結会計年度 (平成 年 月 日)	当第 四半期連結会計期間 (平成 年 月 日)
(略)			(略)		
負債の部			負債の部		
流動負債			流動負債		
(略)			(略)		
固定負債			固定負債		
社債	×××	×××	社債	×××	×××
長期借入金	×××	×××	長期借入金	×××	×××
引当金	×××	×××	引当金	×××	×××
退職給付に係る負債	×××	×××			
資産除去債務	×××	×××	資産除去債務	×××	×××
その他	×××	×××	その他	×××	×××
固定負債合計	×××	×××	固定負債合計	×××	×××
負債合計	×××	×××	負債合計	×××	×××
純資産の部			純資産の部		
株主資本			株主資本		
(略)			(略)		
その他の包括利益累計額			その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	×××	×××	その他有価証券評価差額金	×××	×××
繰延ヘッジ損益	×××	×××	繰延ヘッジ損益	×××	×××
土地再評価差額金	×××	×××	土地再評価差額金	×××	×××
為替換算調整勘定	×××	×××	為替換算調整勘定	×××	×××
退職給付に係る調整累計額	×××	×××			
……………	×××	×××	……………	×××	×××
その他の包括利益累計額合計	×××	×××	その他の包括利益累計額合計	×××	×××
(略)			(略)		
(記載上の注意)			(記載上の注意)		
(略)			(略)		

改正案			現 行		
<b>様式第三号の二</b>			<b>様式第三号の二</b>		
【四半期連結包括利益計算書】			【四半期連結包括利益計算書】		
【第 四半期連結累計期間】			【第 四半期連結累計期間】		
(単位： 円)			(単位： 円)		
	前第 四半期連結累計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当第 四半期連結累計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)		前第 四半期連結累計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当第 四半期連結累計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
少数株主損益調整前四半期純利益(又は少数株主損益調整前四半期純損失)	×××	×××		×××	×××
その他の包括利益					
その他有価証券評価差額金	×××	×××		×××	×××
繰延ヘッジ損益	×××	×××		×××	×××
為替換算調整勘定	×××	×××		×××	×××
退職給付に係る調整額	×××	×××			
持分法適用会社に対する持分相当額	×××	×××		×××	×××
……………	×××	×××		×××	×××
その他の包括利益合計	×××	×××		×××	×××
四半期包括利益	×××	×××		×××	×××
(内訳)					
親会社株主に係る四半期包括利益	×××	×××		×××	×××
少数株主に係る四半期包括利益	×××	×××		×××	×××
(記載上の注意)					
(略)					

改 正 案			現 行		
<b>様式第四号の二</b>			<b>様式第四号の二</b>		
【四半期連結包括利益計算書】			【四半期連結包括利益計算書】		
【第 四半期連結会計期間】			【第 四半期連結会計期間】		
	(単位： 円)			(単位： 円)	
	前第 四半期連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当第 四半期連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)		前第 四半期連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当第 四半期連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
少数株主損益調整前四半期純利益(又は少数株主損益調整前四半期純損失)	×××	×××	少数株主損益調整前四半期純利益(又は少数株主損益調整前四半期純損失)	×××	×××
その他の包括利益			その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	×××	×××	その他有価証券評価差額金	×××	×××
繰延ヘッジ損益	×××	×××	繰延ヘッジ損益	×××	×××
為替換算調整勘定	×××	×××	為替換算調整勘定	×××	×××
退職給付に係る調整額	×××	×××			
持分法適用会社に対する持分相当額	×××	×××	持分法適用会社に対する持分相当額	×××	×××
……………	×××	×××	……………	×××	×××
その他の包括利益合計	×××	×××	その他の包括利益合計	×××	×××
四半期包括利益	×××	×××	四半期包括利益	×××	×××
(内訳)			(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	×××	×××	親会社株主に係る四半期包括利益	×××	×××
少数株主に係る四半期包括利益	×××	×××	少数株主に係る四半期包括利益	×××	×××
(記載上の注意)			(記載上の注意)		
(略)			(略)		